

【渋谷区立富谷小学校 PTA 規約】

<設置>

第1条 渋谷区立富谷小学校（東京都渋谷区上原1丁目4番4号。以下「本校」という。）内に、渋谷区立富谷小学校 PTA（以下「PTA」という。）を置く。

<目的>

第2条 PTA は、児童の幸福のために父母と教員が協力して、次の目的をもって活動する。

- (1) 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- (2) 児童の教育環境を向上する。
- (3) 会員相互の親睦を図り、教養を高める。

<活動方針>

第3条 PTA は、民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 特定の政党、宗派に偏らない。
- (2) PTA 又は PTA 会員の名で、どんな営利的企業も、他のどんな職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。
- (3) PTA は、自主独立のものであって、他のどんな団体及び関係機関の支配や干渉を受けない。
- (4) 児童の福祉増進のために、他の団体及び関係機関と協力して活動する。
- (5) 教育行政に干渉しない。
- (6) 個人情報保護法を遵守する。

<会員>

第4条 PTA は、次の者（以下「会員」という。）で構成する。

- (1) 本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者（以下、「保護者」という）。
- (2) 本校に勤務する者（校長を除く。）。

<会計>

第5条 PTA の活動に要する経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

- (1) PTA の会計は、総会（第8条に規定する総会。以下同じ。）で認められた予算に基づいて行う。
- (2) PTA の会計は、監査を経て、総会に報告されなければならない。
- (3) PTA の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

<役員>

第6条 PTA に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長6～10名（各学年に少なくとも1名置き、学年ごとのまとめを行う）
- (3) 書記2～4名
- (4) 会計2～4名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、総会で選任する。

4 役員は、会員の中から選任する。

<監査委員>

第7条 PTA の会計を監査するため、監査委員（保護者2～3名）を置く。

2 監査委員は、年1回以上監査を実施する。

3 前条第2項から第4項までの規定は、監査委員に準用する。

<総会>

第8条 総会は、全会員をもって構成し、PTAの最高議決機関とする。

2 総会は、構成員の7分の1を定足数とし、出席者の過半数をもって決する。

3 会員は、総会に出席できない場合は、委任状をもって、総会成立に関する機能を会長に委任することができる。

4 総会は、毎年定期（5月・3月）に会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めるとき又は会員の10分の1以上の要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

5 総会は、次の事項を審議する。

（1）5月総会…活動報告及び会計報告、活動計画及び会計予算案、規約の改正等

（2）3月総会…役員及び監査委員の選任、規約の改正等

6 総会は、書面による決議も総会決議とみなし、これを書面総会とする。書面総会においては、会員は審議内容に対する反対の意思がある場合には、書面によってその意思を示し議決権を行使する。決議内容に対する意思表示がない場合には、審議内容に賛成と見なし、賛成数が会員数の過半数に達することで、議決とする。決議内容に対する意思表示がない場合には、審議内容に賛成と見なし、賛成数が会員の書面による議決権行使により議決する。会員は審議内容に対する反対の意思がある場合には、書面によってその意思を示し議決権を行使する。

7 第5項（1）に規定する5月総会ならびに第5項（2）に規定する3月総会は、原則書面総会とする。

<役員会>

第9条 役員会は、役員及び校長で構成する。

2 第10条第2項に定める特別委員会の委員長は、必要がある場合は出席して、意見を述べることができる。

3 役員会は、PTA活動に関する事務的事項を審議する。

4 役員会は、総会に諮る議案を調整する。

5 役員会は、執行部の2分の1を定足数とし、出席者の過半数をもって決する。

6 役員会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき又は構成員の4分の1以上の要求があったときは、会長は臨時に、役員会を招集しなければならない。

<特別委員会>

第10条 役員会は、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

2 前項の特別委員会は、その任務が終了すると同時に解散する。

<細則>

第11条 PTAの運営に関して必要な事項は、本規約に反しない限りにおいて、細則で定める。

2 前項の細則は、役員会の議決により定める。

3 会長は、細則を制定し、改正し、又は廃止した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

<改正>

第12条 本規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は、総会の1週間前までに会員に知らせておかなければならない。

付則（略）

【富谷小学校PTA細則】

<趣旨>

第1条 この細則は、富谷小学校PTA規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、渋谷区立富谷小学校PTA（以下「PTA」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

<会費>

第2条 規約第4条に規定する会員は、PTAの活動に要する経費に支弁するための会費を納入する。

2 同条第1号に規定する会員の会費は、児童1人あたり予算で定める額とする。（但し、同世帯で兄弟が同時に3人以上在籍する場合、3人目以降はPTA会費を免除する。）

3 同条第2号及び第3号に規定する会員の会費は、前項と同額とする。

<役員、監査委員の補充>

第3条 会長が欠けた場合は、副会長のうち1名が役員会の議を経て就任する。

2 会長以外の役員及び監査委員に欠員が生じた場合は、役員会で補充する。

3 補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

<役員の仕事>

第4条 会長の仕事は、次のとおりとする。

- (1) PTAを代表する。
- (2) 各係を委嘱する。
- (3) 役員会の承認を得て、規約10条第1項に規定する特別委員会の正副委員長及び委員を委嘱及び公示する。
- (4) PTAの財産及び会計を管理する。

第5条 副会長の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐する。
- (2) 会長に事故があった際には、その代理を務める。
- (3) 総会役員会の議事を進行する。
- (4) 各担当を統括する

第6条 書記の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 総会役員会の議事並びにPTA活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 会長の指示に従って、PTAの通信に関する事務を行う。
- (3) 前条第3号の資料を保管する。

第7条 会計の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 予算に基づき、PTA活動の一切の会計事務を行う。
- (2) 予算の立案及び決算報告を行う。

第8条 担当する事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書マイスター
- (2) 校庭解放
- (3) 富ヶ谷二丁目看板出し
- (4) 広報誌あったかともがや
- (5) 給食試食会
- (6) 教師の日
- (7) 漢字検定
- (8) 卒業を楽しむ係
- (9) PTAクラブ活動（バレーボール・バトミントン）
- (10) PTAイベント（不定期）
- (11) 地域清掃のサポート
- (11) 富谷スポーツフェスティバルのサポート
- (12) 陸上記録会のサポート
- (13) 鼓笛隊衣装・パレード・移杖式のサポート

- (14) 学習発表会のサポート（体育館ステージ発表がある年度のみ）
- (15) 青少年対策上原地区委員会（フェスタうえとみ等）のサポート
- (16) 安全推進（代々木 PTA 交通安全父母の会講習会・警視庁見学）のサポート
- (17) 社会を明るくする活動のサポート
- (18) 学校運営協議会（ワックワックとみがや等）のサポート

2 会長はその他必要な係を設置することができる。

<慶弔>

第9条 会員及び児童に係る慶弔金は、次のとおりとする。

- (1) 会員及び児童の死亡 1万円
- (2) 会員の罹災（水害、火災等） 5千円
- (3) その他役員会で必要と認めるとき 5千円

2 PTA 会員として贈る慶弔金に対しては、返礼を行わないものとする。

付則（略）

【富谷小 PTA 親睦交流事業・PTA クラブ活動規約】

<趣旨>

第1条 富谷小 PTA バレーボール部・バドミントン部は、大人向け PTA 会員の PTA 親睦交流事業とする。

<活動方針>

第2条 活動方針は、次のとおりとする。

- (1) 担当役員が統括しキャプテンと連携し、より多くの会員の方がスポーツを通して交流し親睦を深める機会となるよう活動する。
- (2) 小 P 連主催の親睦大会に出場。習い事ではないため基本的に指導コーチなどは不在。皆で楽しく練習しながら活動する。
- (3) キャプテン・会員キャプテンは、部内のまとめ役として必要な連絡や報告を行い、施設利用のルールを遵守する。
- (4) キャプテン選出時は部内で話し合い 1 名選出し、担当役員に伝え執行部で協議の上、決定する。
- (5) 開催日など詳細は Hi アプリで告知する。

<予算>

第3条 大会参加費関連、シャトル・大会 T シャツなどの備品、その他の必要な備品等は事前に担当役員に相談し、執行部で協議の上、決定する。

2 他の団体と共有備品として使用するものは、区に申請することで利用可能となる備品がある。

<参加対象者（準公用施設利用のため）>

第4条 参加者は現役の富谷小 PTA 会員（保護者または教員）とする。

<PTA 保険適用の範囲>

第5条 保険適用の範囲は、現役の富谷小 PTA 会員（保護者または教員）とする。

<参加費>

第6条 参加費はなしとする。

<特例措置>

第7条 富谷小 PTA に関係のあった者（富谷小 PTA の OB・OG、富谷小の卒業生、教員）の参加を認める。中高生は保護者参加必須。

2 練習の人数が揃わない場合は、現役の参加人数を超えない範囲で事前登録された外部の方に、参加者募集のご連絡をする。

- 3 バレーボール及びバドミントンの外部監督を配置する場合は、事前登録をすることで許可する。
- 4 区内の他校 PTA との試合について、実施を希望される際には必ず事前に PTA 執行部に届け出を行い、承認を得る。

< 試合時のルール >

第8条 試合時のルールは、次のとおりとする。

- (1) 他校 PTA 団体の単位で入校、退校すること。
- (2) 試合終了後、他校 PTA は速やかに解散すること。
- (3) どちらの団体でも、施設ルールやマナーを守らない行為が発覚した場合は、試合をした他校 PTA とは、今後、富谷小の施設での試合を不可とする。(ゴミを持ち帰らない、片付けない、試合後に合同練習するなど)
- (4) 確認事項、注意事項・PTA 非公式のグループ LINE は、プライベートであるため PTA は一切責任を負いかねる。
- (5) PTA は準公用的施設利用であるため、中学校の部活として利用等の参加は不可とする。
- (6) 外部の方は、各自の個人保険で対応して貰う。怪我などの事故に関して、PTA 執行部は一切責任を負いかねる。
- (7) 小 P 連主催の親睦バレーボール大会・バドミントン大会への出場資格は、原則、現役 PTA 会員と現役の先生のみとする。
- (8) 外部の方の審判や本部の大会のサポートに感謝する。

< 小学生児童の参加について >

第9条 小学生児童の参加ルールは、次のとおりとする。

1. バドミントン

- (1) 小学生児童の参加は、シャトルによる失明の危険性があるため、安全性の問題から参加不可とする。
- (2) 年数回、親子デーイベントを企画した際は、親子で富谷小在籍児童が参加できるようにする。

2. バレーボール

- (1) 現役バレー部員の富谷小在籍児童かつ親子参加に限り認める。
- (2) 部活ルール、施設ルール、指示に従えない場合や危険行為を繰り返した場合は、参加をお断りする。